

社会福祉法人興仁会役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人興仁会（以下「この法人」という。）定款第8条および第22条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬等を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表1に定める額
- (2) 非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

(報酬等の支給方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。

- 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(当法人職員給与との併給)

第5条 当法人の職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規定に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

(費用弁償)

第6条 非常勤役員等が会議に出席した場合、または、理事長の指示又は理事会の委任を受け法人業務を行う場合は、旅費規程に基づき、その実費相当額を別途支払うことができる。

(端数の処理)

第7条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端

数処理を行う。

(1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第8条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則 この規程は、平成29年6月23日から施行する。

別表 1 (非常勤役員等の報酬)

(1) 評議員

	日 額
評議員会への出席	20,000円
上記のほか、法人及び施設業務のための出勤	10,000円

(2) 理事

	日 額
理事会等会議への出席	15,000円
上記のほか、法人及び施設業務のための出勤	10,000円

(3) 監事

	日 額
理事会等会議への出席	15,000円
監事監査等への出席	20,000円
上記のほか、法人及び施設業務のための出勤	10,000円